

定 款

ダイハツインフィニアース株式会社

ダイハツインフィニアース株式会社定款

作成 昭和 41 年 2 月 1 日
変更 昭和 41 年 4 月 26 日
変更 昭和 42 年 5 月 13 日
変更 昭和 44 年 5 月 17 日
変更 昭和 45 年 5 月 28 日
変更 昭和 48 年 11 月 27 日
変更 昭和 49 年 11 月 27 日
変更 昭和 53 年 6 月 29 日
変更 昭和 57 年 6 月 29 日
変更 平成 3 年 6 月 27 日
変更 平成 6 年 6 月 29 日
変更 平成 14 年 6 月 27 日
変更 平成 15 年 6 月 27 日
変更 平成 16 年 6 月 29 日
変更 平成 18 年 6 月 29 日
変更 平成 19 年 6 月 28 日
変更 平成 20 年 6 月 27 日
変更 平成 21 年 6 月 26 日
変更 平成 22 年 6 月 29 日
変更 平成 25 年 6 月 27 日
変更 平成 27 年 6 月 26 日
変更 平成 27 年 11 月 1 日
変更 令和 4 年 6 月 29 日
変更 令和 5 年 3 月 1 日
変更 令和 5 年 6 月 29 日
変更 令和 6 年 6 月 27 日
変更 令和 7 年 5 月 2 日
変更 令和 8 年 6 月 26 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ダイハツインフィニアース株式会社と称し、英文では、DAIHATSU INFINEARTH MFG. CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ディーゼルエンジン等各種内燃機関、車両用機器、その他諸機械類の製造、修理ならびに販売
- (2) ディーゼルエンジン等各種内燃機関、その他諸機械類の設置工事ならびに電気工事および建築工事等の請負
- (3) 自動車部品および付属品製造ならびに販売

- (4)内燃機関電装品の製造ならびに販売
- (5)陸上、海上および航空便による貨物運送取扱業
- (6)貨物の塗装、荷造、梱包業ならびにその請負
- (7)情報処理サービス業
- (8)貸事務所業ならびに駐車場業
- (9)発電および売電に関する業務
- (10)前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 10 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、13名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。

(取締役会)

- 第21条 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役に対しその通知を發する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。
- 2 前項のほか、取締役会の運営は、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

- 第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 27 条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第 28 条 監査等委員会の招集は、会日から 3 日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 33 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 66 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。